

ナノ・マイクロマテリアル分析研究室利用細則

(平成9年4月1日制定)

- 第1条** ナノ・マイクロマテリアル分析研究室（以下「本研究室」という。）の利用については、本細則の定めるところによる。
- 第2条** 本研究室を利用しようとする者は、事前に利用申請を行い、運営責任者の承認を受けなければならない。
- 第3条** 本研究室の利用者は、別表に掲げる利用料を一般運営財源・科学研究費補助金・寄附金等により予算執行振替するものとする。学外者にあつては、本学が指定する預金口座へ本学が指定する日までに振り込むことにより行うものとする。
- 第4条** 本研究室の利用の順位は、原則として申込受理の順位とする。
- 第5条** 本研究室の維持及び調整は、専任の技術者が行うものとする。
- 第6条** 本研究室の使用にあつては、専任の技術者の指示によって行わなければならない。
- 第7条** 利用者は、故意又は過失により設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第8条** 利用者がこの規定に違反し、本研究室の運営に重大な支障を生じさせたときは、当該利用者の利用停止を行なうことができる。
- 第9条** この細則に定めるもののほか、本研究室の利用に関し必要な事項は、運営責任者が別に定める。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年6月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年8月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年10月2日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年10月1日から施行する。